

食安発 0510 第 1 号

平成 23 年 5 月 10 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

生食用食肉を取り扱う飲食店における情報提供について

生食用食肉を取り扱う施設に対する緊急監視の実施については、平成 23 年 5 月 5 日付け食安発 0505 第 1 号でお願いしたところです。

今般の焼肉チェーン店における重大な食中毒事件の発生を踏まえ、利用者への適切な情報提供の観点から、「生食用食肉等の安全性確保について」（平成 10 年 9 月 11 日付け生衛発第 1358 号。以下「衛生基準通知」という。）に基づく生食用食肉を提供する飲食店にあつては、トリミング等の生食用の加工を行った施設等について店内、メニュー等に掲示すること等により、利用者に対し適切に加工を行っている旨を情報提供するよう指導方お願いします。

また、営業者間における食肉の取引においては、食肉が衛生基準通知に基づく生食用の加工を行っているか否かを文書で確認するよう営業者への指導方お願いします。

（参考掲示例）

当店の〇〇は、 { 当店で、
グループ店が所有する〇〇で、
納入元の〇〇で、 } 厚生労働省が定める生食

用食肉等の衛生基準に適合した加工を行っています。

